

社会福祉法人京都府社会福祉事業団予備調査業務及び会計監査業務に係る仕様書

1 業務の名称

社会福祉法人京都府社会福祉事業団予備調査業務及び会計監査業務

2 業務の目的

(1) 予備調査業務（令和4年度）

令和4年度中に会計監査人候補者による予備調査を実施し、過去の計算書類等のレビュー、会計方針選択の妥当性を検討し、令和4年度決算に反映すべき会計処理、表示方法についてアドバイスを受け、令和5年度期首残高を会計監査の水準まで高めることにより、翌期に実施される会計監査人による監査の円滑化を図るものである。

(2) 会計監査業務（令和5年度～）

社会福祉法人京都府社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第36条第2項の規定により会計監査人を設置し、法第45条の19第1項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに同条第2項に規定する財産目録その他の厚生労働省令で定める書類の監査を受けることとされていることから、当該会計監査人に会計監査を委託するものである。

3 業務の期間

(1) 予備調査業務（令和4年度）

会計監査人候補者の指定を受けた日から令和5年度に実施される評議員会の決議による会計監査人の選任まで

(2) 会計監査業務（令和5年度～）

令和5年度に実施される評議員会の決議によって会計監査人に選任された日から当該選任日の属する会計年度の決算に係る定時評議員会の終結の時までとする。当該定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとする。

4 業務の内容

(1) 予備調査業務（令和4年度）

受託者は、事業団の会計監査人候補者として、次の業務を行う。

- ① 予備調査
- ② 令和4年度決算に反映すべき会計処理、表示方法についての助言、指導
- ③ その他必要と認められる事項

(2) 会計監査業務（令和5年度～）

受託者は、令和5年度に実施される評議員会の決議によって会計監査人に選任された後、事業団の会計監査人として、次の業務を行う。

- ① 法第45条の19第1項及び第2項に規定する監査及び会計監査報告の作成

② その他必要と認められる事項

5 その他

- (1) 受託者は、実施契約書を契約締結後14日以内に提出すること
- (2) 受託者は、監査を行う業務責任者及び業務従事者の一覧表を提出し、委託者の承諾を受けること。
- (3) 受託者は、上記(1)及び(2)に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で報告し、承諾を受けること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、事業団及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。